

申請日 2024 年 12 月 16 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称) JP 投信株式会社
(代表者) 代表取締役社長 相田 雅哉

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額 (2024 年 11 月末日現在)

資本金の額	5 億円
会社が発行する株式の総数	100,000 株
発行済株式総数	20,000 株
最近 5 年間ににおける主な資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は取締役会の決議をもって決定します。

取締役は、株主総会の決議により選任されます。取締役の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとします。

取締役会は、当社を代表する取締役およびその他の役付取締役を選定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き代表取締役がこれを招集し、議長となります。代表取締役に事故あるとき、または欠員であるときは、あらかじめ取締役会の決議により定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たります。

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

(b) 投資運用の意思決定機構

PLAN：計画

代表取締役社長を委員長とする商品委員会において、ファンドの運用の基本方針や運用ガイドラインなどを策定します。ファンドマネジャーは、決定された運用の基本方針等に基づいて運用計画を月次で策定し、代表取締役社長が承認します。

DO：実行

ファンドマネジャーは、決定された運用計画に沿ってポートフォリオの構築などファンドの運用を行うとともに、ファンドの運用状況を管理します。

ファンドマネジャーは、運用者としての行動基準および禁止行為等が規定された資産運用業務規程を遵守することが求められます。

運用部長は、ファンドの運用が運用計画に沿って行われていることを確認します。

CHECK：検証

運用部長は、ファンドマネジャーより適宜運用状況についての報告を受け、必要に応じて改善策の検討等を指示します。

また、法令等や運用ガイドラインの遵守状況等については、運用部門から独立した業務部がモニタリングを行います。モニタリング結果は、パフォーマンスレビュー委員会に報告されます。

モニタリングの結果は、速やかに運用部にフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。

2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

なお、2024 年 11 月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	7	407, 993, 614, 165
合計	7	407, 993, 614, 165

3. 委託会社等の経理状況

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)ならびに、同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)、ならびに同規則第 282 条及び第 306 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。

(2) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(3) 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、前事業年度(2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで)の財務諸表ならびに当事業年度(2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024 年 5 月 31 日

J P 投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 関 賢二
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている J P 投信株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J P 投信株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024 年 12 月 13 日

J P 投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

関 賢二 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている J P 投信株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J P 投信株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金	※2	906,464	※2	1,154,018
前払費用		8,849		10,360
未収委託者報酬		61,102		76,716
その他		3,372		1,733
流動資産計		979,790		1,242,829
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	8,588	※1	7,924
器具備品	※1	15,749	※1	14,088
無形固定資産				
商標権		719		556
ソフトウェア		—		1,742
投資その他の資産				
繰延税金資産		—		3,866
その他		7,422		7,422
固定資産計		32,480		35,601
資産合計		1,012,270		1,278,430
負債の部				
流動負債				
リース債務		1,183		1,196
未払金				
未払手数料	※2	35,170	※2	44,004
その他未払金	※2	31,269	※2	43,373
未払法人税等		4,991		67,533
流動負債計		72,615		156,107
固定負債				
リース債務		4,464		3,267
固定負債計		4,464		3,267
負債合計		77,079		159,375
純資産の部				
株主資本				
資本金		500,000		500,000
資本剰余金				
資本準備金		500,000		500,000
資本剰余金計		500,000		500,000
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		△ 64,808		119,055
利益剰余金計		△ 64,808		119,055
株主資本合計		935,191		1,119,055
純資産合計		935,191		1,119,055
負債・純資産合計		1,012,270		1,278,430

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)		(自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		1,188,330		1,326,157
営業収益計		1,188,330		1,326,157
営業費用				
支払手数料	※1	689,337	※1	768,693
広告宣伝費		6,474		3,476
調査費				
調査費		164		72
委託調査費		13,769		17,679
委託計算費		54,709		58,978
営業諸雑費				
通信費		7,647		6,467
印刷費		44,143		26,056
協会費		2,026		2,067
営業費用計		818,271		883,491
一般管理費				
給料				
役員報酬	※1	59,137	※1	59,032
給料・手当	※1	92,348	※1	92,161
法定福利費		382		336
福利厚生費		264		1,204
業務委託費		5,351		5,610
交際費		28		29
会議費		33		13
旅費交通費		887		2,213
租税公課		9,414		10,154
不動産賃借料		9,410		10,595
固定資産減価償却費		5,009		5,838
消耗品費		1,439		1,025
修繕費		—		3,000
新聞図書費		—		16
支払報酬料		8,777		8,758
諸経費		1,093		341
一般管理費計		193,579		200,332
営業利益		176,479		242,333
営業外収益				
受取利息		0		0
雑収入		—		1
その他の営業外収益		127		—
営業外収益計		127		2
営業外費用				
支払利息		50		57
営業外費用計		50		57
経常利益		176,556		242,277
特別利益				
受取立退料		21,700		—
特別利益計		21,700		—
特別損失				
固定資産除却損		1,770		—
本社移転損失		6,305		—
特別損失計		8,075		—
税引前当期純利益		190,180		242,277
法人税、住民税及び事業税		290		62,279
法人税等調整額		—		△ 3,866
当期純利益		189,890		183,864

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	500,000	500,000	500,000	△254,699	△254,699	745,300	745,300
当期変動額							
当期純利益				189,890	189,890	189,890	189,890
当期変動額合計	—	—	—	189,890	189,890	189,890	189,890
当期末残高	500,000	500,000	500,000	△64,808	△64,808	935,191	935,191

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	500,000	500,000	500,000	△64,808	△64,808	935,191	935,191
当期変動額							
当期純利益				183,864	183,864	183,864	183,864
当期変動額合計	—	—	—	183,864	183,864	183,864	183,864
当期末残高	500,000	500,000	500,000	119,055	119,055	1,119,055	1,119,055

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、投資信託運用業を行っており、投資信託約款に基づき投資信託の運用について履行義務を負っております。当該履行義務は信託期間にわたり日々充足され、投資信託財産の純資産額に一定の割合を乗じて計算した金額を収益として認識しております。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 405 千円 器具備品 10,484 千円 計 10,890 千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,069 千円 器具備品 15,080 千円 計 16,150 千円
※2 関係会社に対する資産及び負債 (1) 流動資産 預金 201,093 千円 (2) 流動負債 未払手数料 35,168 千円 その他未払金 9,126 千円	※2 関係会社に対する資産及び負債 (1) 流動資産 預金 142,533 千円 (2) 流動負債 未払手数料 44,000 千円 その他未払金 9,244 千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
※1 関係会社との取引高 支払手数料 689,297 千円 役員報酬 44,137 千円 給料・手当 65,348 千円	※1 関係会社との取引高 支払手数料 768,637 千円 役員報酬 44,032 千円 給料・手当 65,161 千円
※2 固定資産除却損 建物 1,285 千円 器具備品 485 千円 計 1,770 千円	※2 固定資産除却損 建物 — 千円 器具備品 — 千円 計 — 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式	20,000 株	—	—	20,000 株

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式	20,000 株	—	—	20,000 株

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

事務機器（器具備品）であります。

② リース資産の減価償却の方法

「(重要な会計方針) 1 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については流動性の高い預金等に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

また、資金調達については借入によらず、株式の発行により行う方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、関係会社に対するものであり、短期の預金であることから、市場リスクは僅少であると認識しております。また、事業に必要な運転資金については、資金管理部署による計画に基づく手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

また、当社の営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有財産と分別管理されており、信用リスクは僅少であると認識しております。

リース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。また、資金管理部署による計画に基づく手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	906,464	906,464	—
(2)未収委託者報酬	61,102	61,102	—
資産計	967,567	967,567	—
(3)未払手数料	35,170	35,170	—
(4)その他未払金	31,269	31,269	—
(5)リース債務(※1)	5,647	5,735	△87
負債計	72,087	72,175	△87

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,154,018	1,154,018	—
(2)未収委託者報酬	76,716	76,716	—
資産計	1,230,735	1,230,735	—
(3)未払手数料	44,004	44,004	—
(4)その他未払金	43,373	43,373	—
(5)リース債務(※1)	4,464	4,553	△88
負債計	91,841	91,930	△88

（※1）1年以内返済予定のリース債務を含めております。

注：金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

（1）現金・預金及び（2）未収委託者報酬

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

（3）未払手数料及び（4）その他未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）リース債務

時価は、元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3 リース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
リース債務	1, 183	1, 196	1, 210	1, 223	833	—

当事業年度（2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
リース債務	1, 196	1, 210	1, 223	833	—	—

（税効果会計関係）

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金 (注)1	14, 640	—
未払事業税	1, 439	3, 866
繰延税金資産小計	16, 080	3, 866
税務上の繰越欠損金に係る (注)1		
評価性引当額	△14, 640	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1, 439	—
評価性引当額小計	△16, 080	—
繰延税金資産合計	—	3, 866
繰延税金資産の純額	—	3, 866

（注）1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2023 年 3 月 31 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金 (a)	—	—	—	14, 640	—	—	14, 640
評価性引当額	—	—	—	△14, 640	—	—	△14, 640
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2024 年 3 月 31 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金 (a)	—	—	—	—	—	—	—
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、
当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
法定実効税率 (調整)	30. 62%	30. 62%
評価性引当額の増減	△30. 63%	△6. 64%
住民税均等割	0. 15%	0. 12%
その他	0. 00%	0. 00%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0. 15%	24. 11%

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおり、単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えており、かつ、内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、セグメント情報に追加しての記載は行っておりません。

(セグメント情報等)

1 セグメント情報

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 関連情報

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

(1) サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

(1) サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

4 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

5 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金、出資金又は基金 (億円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	㈱ゆうちょ銀行	東京都千代田区	35,000	銀行業	被所有 直接 45%	役員の受入 出向者の受入 投資信託の募集の 取扱及び投資信託 に係る事務代行の 委託等	人件費の 支払	76,099	その他 未払金	6,396
							事務代行 手数料の 支払	689,297	未払手 数料	35,168
その他の 関係会社	三井住友信託銀行㈱	東京都千代田区	3,420	銀行業	被所有 直接 30%	役員の受入 出向者の受入	人件費の 支払	33,386	その他 未払金	2,729
その他の 関係会社 の子会社	野村アセットマネジメント㈱	東京都江東区	171	投資助 言・代理 業及び投 資運用業	なし	役員の受入 出向者の受入	人件費の 支払	42,000	その他 未払金	—

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金、出資金又は基金 (億円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	㈱ゆうちょ銀行	東京都千代田区	35,000	銀行業	被所有 直接 45%	役員の受入 出向者の受入 投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	人件費の支払	75,793	その他未払金	6,539
							事務代行手数料の支払	768,637	未払手数料	44,000
その他の関係会社	三井住友信託銀行㈱	東京都千代田区	3,420	銀行業	被所有 直接 30%	役員の受入 出向者の受入	人件費の支払	33,399	その他未払金	2,705
その他の関係会社の子会社	野村アセツトマネジメント㈱	東京都江東区	171	投資助言・代理業及び投資運用業	なし	役員の受入 出向者の受入	人件費の支払	42,000	その他未払金	—

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 人件費については、当社の給与規程に基づいて金額を決定しています。

(2) 投資信託に係る事務代行手数料については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 子会社及び関連会社等

重要な該当事項はありません。

(3) 兄弟会社等

親会社及び法人主要株主等に含めて開示しております。

(4) 役員及び個人主要株主等

重要な該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
(1) 1株当たり純資産額	46,759円56銭	55,952円76銭
(1株当たり純資産額の算定上の基礎)		
純資産の部の合計額	935,191千円	1,119,055千円
普通株式に係る期末の純資産額	935,191千円	1,119,055千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	20,000株	20,000株

項目	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
(2) 1株当たり当期純利益	9,494円51銭	9,193円20銭
(1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎)		
損益計算書上の当期純利益	189,890千円	183,864千円
普通株式に係る当期純利益	189,890千円	183,864千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式の期中平均株式数	20,000株	20,000株

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間 (2024年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	1,255,466
前払費用	6,754
未収委託者報酬	67,735
その他	5,517
流動資産計	1,335,475
固定資産	
有形固定資産	
建物	※1 7,593
器具備品	※1 11,809
無形固定資産	
商標権	475
ソフトウェア	2,285
投資その他の資産	
繰延税金資産	3,330
その他	7,422
固定資産計	32,917
資産合計	1,368,392
負債の部	
流動負債	
リース債務	1,203
未払金	
未払手数料	38,591
その他未払金	※2 41,341
未払法人税等	53,098
流動負債計	134,234
固定負債	
リース債務	2,664
固定負債計	2,664
負債合計	136,899
純資産の部	
株主資本	
資本金	500,000
資本剰余金	
資本準備金	500,000
資本剰余金計	500,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	231,493
利益剰余金計	231,493
株主資本合計	1,231,493
純資産合計	1,231,493
負債・純資産合計	1,368,392

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 2024年4月 1日	
至 2024年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	755,470
営業収益計	755,470
営業費用	
支払手数料	437,504
広告宣伝費	3,853
調査費	
調査費	83
委託調査費	9,664
委託計算費	31,761
営業諸雑費	
通信費	3,481
印刷費	13,884
協会費	1,098
営業費用計	501,331
一般管理費	
給料	
役員報酬	25,111
給料・手当	46,584
法定福利費	181
業務委託費	2,607
交際費	36
旅費交通費	2,143
租税公課	5,436
不動産賃借料	5,243
固定資産減価償却費	※1 2,948
消耗品費	552
支払報酬料	5,292
諸経費	159
一般管理費計	96,298
営業利益	157,841
営業外収益	
受取利息	0
営業外収益計	0
営業外費用	
支払利息	23
雑損失	0
営業外費用計	24
経常利益	157,817
特別利益	
過年度出向負担金精算益	4,479
特別利益計	4,479
税引前中間純利益	162,296
法人税、住民税及び事業税	49,323
法人税等調整額	535
法人税等合計	49,858
中間純利益	112,438

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日 ）

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	500,000	500,000	500,000	119,055	119,055	1,119,055	1,119,055
当中間期変動額							
中間純利益				112,438	112,438	112,438	112,438
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	－	－	－	112,438	112,438	112,438	112,438
当中間期末残高	500,000	500,000	500,000	231,493	231,493	1,231,493	1,231,493

【注記事項】

（重要な会計方針）

1 固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～18年
器具備品	3～20年

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

（３）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、投資信託運用業を行っており、投資信託約款に基づき投資信託の運用について履行義務を負っております。当該履行義務は信託期間にわたり日々充足され、投資信託財産の純資産額に一定の割合を乗じて計算した金額を収益として認識しております。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	1,404 千円
器具備品	17,360 千円
計	18,764 千円
※2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	2,610 千円
無形固定資産	338 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	20,000 株	—	—	20,000 株

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

事務機器 (器具備品) であります。

② リース資産の減価償却の方法

「(重要な会計方針) 1 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

(金融商品の時価等に関する事項)

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

当中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日)

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,255,466	1,255,466	—
(2) 未収委託者報酬	67,735	67,735	—
資産計	1,323,202	1,323,202	—
(3) 未払手数料	38,591	38,591	—
(4) その他未払金	41,341	41,341	—
(5) リース債務 (※1)	3,867	3,957	▲89
負債計	83,800	83,890	▲89

(※1) 1 年内返済予定のリース債務を含めております。

注：金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金・預金及び(2) 未収委託者報酬

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(3) 未払手数料及び(4) その他未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) リース債務

時価は、元金利の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載の通り、単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えており、かつ、内国籍投資信託からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、セグメント情報に追加しての記載は行っておりません。

(セグメント情報等)

1 セグメント情報

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 関連情報

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(1) サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

4 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

5 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額並びに 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	
1 株当たり純資産額	61,574 円 67 銭
1 株当たり中間純利益	5,621 円 90 銭
1 株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	112,438 千円
普通株式に係る中間純利益	112,438 千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	20,000 株

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

公開日 2024 年 12 月 25 日
作成基準日 2024 年 12 月 13 日

本店所在地 東京都中央区日本橋人形町一丁目 11 番 2 号
お問い合わせ先 管理部